

地域福祉からみた高校福祉科教育の展望

宮 嶋 淳¹⁾

The prospect of High school education to learn Welfare captured from Perspective of Local Welfare

Jun MIYAJIMA

地域福祉を前進させる要の一つは、福祉に携わる人材の育成である。本稿は、地域福祉を支える人づくり施策の一つである高等学校教育、とくに専門職業科である福祉科教育に焦点を当て、地域福祉を支える人材の育成という観点から高校福祉科教育のこれからを展望する。そのため本稿では、福祉（介護）人材を取り巻く施策並びに実践・研究に関する動向をレビューし、それに基づき現職の高校福祉科教員にインタビューし、さらに高校福祉科に関する旧要領・現要領・新要領案を比較検討した。

本稿の結論は、今後の高校福祉科教育が、新要領案が期待する人材を養成し、過疎地域など地域の期待に応えていくためには、高度な福祉科教育を体系的・系統的に構造化し、地域福祉の現場で生涯にわたり働く、職業人として成長していけるためのシステムを構築していく必要があると考えられるというものである。

キーワード：地域福祉、高校福祉科、学習指導要領

はじめに

文部科学省(2016a)は、平成28年1月25日付けで「『次世代の学校・地域』創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～」を公表した。このプランの趣旨は「一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地域創生に取り組める」ことを目指すというものだ。総務省(2016)によれば、平成28年4月1日現在、全国1,718市町村のうち、797市町村(全体の46.4%)が過疎、一部過疎、みなし過疎の状況下にある。過疎を支援する過疎地域自立促進特別措置法という特別措置を講ずる必要がある地域は、本法により自立促進が図られ、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正等を行うものとされ、過疎地域がそれぞれの有する地域資源を最大限活用して地域の自給力を高めさせようとしている。そして、内閣府(2014)は地域の活性化／消滅を乗り越える指標として人口、

とくに女性の比率に着目した「消滅可能性」を提示し、厚生労働省(2017b)は地域包括ケアシステム並びに我が事・丸ごと地域共生社会の構築を推進している。これらの施策はどれも、地域の実情に応じ、そこに住む人々の手によって、新しい地域やそこに住む人々の福祉を構築しようとするものである。

地域福祉を前進させる要の一つは、福祉に携わる人材の育成である。本稿は、地域福祉を支える人づくり施策の一つである高等学校教育、とくに専門職業科である福祉科教育に焦点を当て、地域福祉を支える人材の育成という観点から高校福祉科教育のこれからを展望する。

I. 福祉教育の変遷

福祉教育の源流の基点の1つに、第二次大戦以降にGHQが社会と教育の民主化を推し進め、1947年3月に教育基本法が成立し、同年9月に社会科の授

1) 人間福祉学部人間福祉学科

業が開始されたことがあげられる。社会科は「児童・生徒の現実生活に着目し、問題解決学習を重視した(村上・阪野・原田;1998)。高度経済成長期や高齢化社会、21世紀に入ってからの少子高齢社会など、社会のありようの変化とともに社会福祉制度が変遷すると、福祉教育もそれとともに焦点が変化してきている。「福祉教育とは何か」にかかわり、その定義を手繰っておけば、阪野(2006)は「人権思想を基盤に、福祉文化の創造や福祉のまちづくりを目指して日常的な実践や運動に取り組む住民主体形成を図るための教育活動」であるとする。福祉教育の概念を問う池田は、福祉と教育の共通点と関係付けを行なっている。すなわち、池田(2008)は「福祉と教育はどちらも、近代社会の誕生とともに理念と制度を形成」し、「その意義と役割は時代とともに変容し続けている」という。福祉と教育に共通するテーマは「市民を育成すること」と述べた池田(2008)は、福祉とは「めざすべき社会のあり方を示す言葉」であり、教育は「あるべき社会を築く手段を意味する言葉」とあり、両者の関係を明確に言い分けている。池田の言説を支持すれば、福祉とはあるべき社会とそこに生きる人々の生活に常に密接であり、暮らし方の理想を掲げていると理解できる。それを実現させていくための手段としての教育は、理想の伝授と主体化を如何になすのかということになる。とすれば、上記の「次世代の学校・地域」のイメージは、福祉の掲げる理想とともに議論され、主体形成(人づくり)を視野に置く必要がある。高度経済成長期を代表する言葉に「大量消費社会」と「大衆」があり、どちらも「受動的」側面で一致する。それを社会における主体となる「市民」を形成していこうという取組みが福祉教育の「市民社会形成と共生の文化を育む(上野谷;2008)」ということになる。

こうした主体形成論は1998年の「総合的な学習の時間」の創設につながる。そして、福祉教育の大きな成果として、多くの関係者が歓迎した出来事がある。すなわち、1999年に高校に教科「福祉」が登場する高等学校学習指導要領の改訂が行われたのだ。

教科「福祉」の創設の主な理由として「介護需要へ対応する専門的人材の育成」があげられるとともに、「国民的教養としての福祉」を幅広く普及させ、国民の誰もが文化的で「生活の質(QOL)」の高い

暮らしを保障され、自立的に自己実現することができる社会の実現がめざされた(硯川・佐藤・柿本;2002)。この捉え方は生涯学習社会の到来がイメージされており、福祉教育の3つの区分と重ね合わせて議論していく必要がある。すなわち、福祉教育の区分の第一は、子どもや青年に対する学校教育、第二に地域住民への社会福祉の理解と参加を促すもの、第三に大学等における社会福祉有資格従事者になるための専門教育である(大橋;2002)。これを踏まえて高校福祉科に焦点をあてると、高校福祉科は第三区分に位置づく専門教育であると認識されてきた。

田村(2008)は、2008年度現在、全国で約9.8万人の高校生が教科「福祉」を学んでおり、22年かけて到達したと成果を掲げた。その上で、2007年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正を転機として新たな軌跡を描き始め、再び混沌とした様相を呈し、不可視の領域を拡張するのではないかと危惧している。また、職業学科(専門高校)における教育の職業的意義には、即自的意義と市民的意義があり、そこでの教育の目標は、市民としてどう生き、職業人としてどう生きるかを学ぶことであるとする。そのような意味で自らが提唱する「高校福祉科卒業生のライフコース研究」の意義を強調している。田村・保正(2008)の科研費によるライフコース研究の成果は、①幅広い教養と福祉マインド形成のための高校教育課程の編成、②日常生活を豊かにする機械の創造、③進学志望を満たす教育内容の充実、④離・転職が可能となるサポート、⑤福祉就労を継続するための待遇・環境改善、⑥高校福祉科卒業生の卒後ケアの開発・発展、⑦財産としての高校福祉科の支援、というキータムでとりまとめられ、提言がなされている(以下「7つの提言」という。)。また、田村(2008)は質の高い教育を提供していくための「教師教育」や「『福祉』教師論」を展開させていく必要性も提言している。その一方で、教科「福祉」の位置づけの曖昧さに田村は危惧を呈し、いままで以上にソーシャルワーク系とケアワーク系が「色分け」されるのではないかと。すなわち、ソーシャルワーカーが教職「福祉」の免許を持つ意義は、「教員になるため」であり、福祉現場でのソーシャルワークの拡大を求め、困難ケースに対するソーシャルワークの専門性を強調する上で有効である。しか

し、高校福祉科の教育によってソーシャルワークとケアワークという「2つの系の融合」の、教職課程を通じた「扇の要」の基盤となる可能性がある」と述べ、ソーシャルワークとケアワークの固有性の保持を、再び議論にあげなければならなくなると述べている。そして田村(2008)は「多職種連携が福祉現場での常識となりつつある今日、福祉系高校と福祉系キャリア高校の卒業生たちは、異なるライフコースを歩みながらも福祉現場で相まみえる可能性が高い。高校福祉科と養成施設と大学とが、総体として設計されるべき」と主張する。高校福祉科での学びがソーシャルワークとケアワークの「2つの系の融合」としてのソーシャル・ケア・ワークであるならば、それを基盤としたキャリアコースが設定されてもよい。その意味で、教育と福祉、ソーシャルワークとケアワーク、高大接続、多職種連携など、今日的话题とつながる議論が、高校福祉科が制度化された当時からなされてきたのだ。

2009年の学習指導要領の改訂は、田村の危惧を現実のものとし、高校福祉科関係者に大きな衝撃を与えた。柴田(2016)は、教科「福祉」のあり様が「市民性の涵養やその発展を促すような福祉教育の視点は薄れ、より『介護』を意識した専門教育(ケアワーカー養成)の視点にシフト」したという。そしてそのために柴田は「ソーシャルワーカー養成志向のカリキュラムの中で、ケアワークの実技指導等の専門スキルが求められる教科『福祉』の教員養成を行っているという、不一致な構造がある」と、教職「福祉」の授与する大学における教育状況を捉えている。では、福祉教育を実践する現場ではどのような認識を持っているのであろうか。福祉教育に関する実践記録は、日本福祉教育・ボランティア学習学会監修の『ふくしと教育』に先駆的に研究と実践の協働で集約されている。同誌通巻18号(2015年)は「特集-これまでとこれから-」を組んでいる。奥山(2015)は同特集の中で、「福祉教育の魅力は体験と知識や技術をリンクさせながら身につけること」とし、それを通じて「いかに生徒の変容を知るか」が自身の課題であったと振り返っている。また「地域の様々な人たちの協力を得て授業を組み立てることも生徒の学ぶ楽しさにつながって」おり、地域とのつながりにより授業を展開させていくということが全国共通の福祉教育のあり方だという見解を示して

いる。上記のような社会福祉学における福祉教育の実践と研究並びに実践研究のこれまでを文献レビューしてきたところ、教科「福祉」の誕生と学習指導要領の改訂に至る時期における議論の射程と到達点として、次のことが把握できた。

- (1) 変化する社会の中で、如何に人権を擁護し、社会福祉を創造していくのが検討され、実践・研究・実践研究につなげられてきた。
- (2) 福祉教育は、あるべき社会とそこに生きる人々の生活に常に密接であり、暮らし方の理想を掲げるという特性を有する。この特性は普遍である。
- (3) 福祉はライフコースに関わり、田村・保正がいう「7つの提言」を満たす福祉人材育成・教育が求められる。
- (4) 福祉教育の成果は、地域とのつながりの中で、子どもから成人まであらゆる人々の主体形成の度合いとして顕現化する。
- (5) ソーシャルワークとケアワークの融合によるソーシャル・ケア・ワークという概念の定着等現実に即した求められる力量を持つ人材像とそのための福祉教育のあり方や構造を今、再構築する必要がある。

II. 現場における議論と認識

1. 全国大会という契機における議論

2017年8月8～11日、平成29年度全国福祉高等学校長会あおもり大会が開催された。この大会で中村(2017)は、福祉政策の方向性や今後の展望からみた留意点を表1のように指摘した。中村は、福祉政策の影響を強く受けて変遷してきた高校福祉科教育においては、今後、表1の「留意点」のような指導項目を、位置づけていくことが必要であると述べている。

あおもり大会・分野別情報交換会のレジュメをみると、高校福祉科の現場教育の取り組みが次のように報告されている。

蛸名・太田(2017)は、福祉コースが平成23年度の法改正をきっかけに、科目履修校へ転換した。その理由として①「教員要件」を満たす教員の充足が困難。②1800時間の履修時間確保が困難。③専攻科に進学し、高校からの5カ年教育で基礎学力を身につけるとともに、介護現場を支える人材の育成を目指

表1 福祉政策の「これまで」と「これから」

これまでの福祉政策	これからの福祉政策	留意点
行政の決定(措置)	利用者の選択(契約)	
施設への入所	在宅で暮らす	
病院完結型	地域完結型、地域移行	
[お世話]	自立支援	就労支援による自立をめざす
[福祉]	教育、住宅、労働、防災等との連携	
医師の指示	多職種協働	チーム、ネットワーク、情報共有、共通言語、ICT
専門職	インフォーマルサービスとの協働	互助、地域資源、コーディネート
低所得者中心	普遍化	
年齢別、障害別、状態別	包括的	総合相談、地域共生型サービス
給付管理	相談支援	伴走型の支援
全国画一	地方分権的	地域包括ケアシステム

すためとされた。井本(2017)は、基礎的・基本的な技術の習得に加え、高度かつ応用的なものに触れさせ刺激を与える教育を行っている。その結果、自らの知識・技術・技能に自信を持ち、地域に貢献できるワーカーを育成でき、介護技術や技能の達成度を測定でき、教育効果のエビデンスを蓄積している。辻本(2017)の勤務校ではSPH(スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール)事業が展開され、その柱は「地域社会に求められる介護福祉士へ」であり、重点事項として①2025年の日本社会を支える介護福祉士としての専門性の強化、②地域社会とつながりをもつ福祉実践教育～地域福祉の課題に向けた専門分野との共創が掲げられている。SPHの指定期間中の重点項目は、①介護を必要とする様々な利用者に対し、基本的勝頼専門性の高い介護を提供できる能力を育成するための教育内容・指導方法の開発、②介護福祉士に関する知識や技術を活かした課題解決能力を育むアクティブ・ラーニング型授業の研究並びに、他の専門分野と協働するための教育内容や指導方法の開発、③介護福祉士の専門的な立場から地域福祉課題に主体的に取り組み、新たな価値を創造・発信するための教育内容や指導方法を開発するとされ、介護実習を通じて、介護福祉の仕事の魅力を理解することができたという生徒は多いので、介護に関するイメージを新たな3K=感動、希望、可能性を創造できる仕事に革新していきたいと述べている。柏倉(2017)は「地域に学び、地域と共に生きる」をスローガンとし、将来のスペシャリストとして地域の発展に貢献できる生徒を育てると報告した。崎浜(2017)は、福祉に関する活動を通して

「自立」「生きる力」「思いやりの精神」を身につけた、「福祉人を育てる」を教育目標と報告した。崎浜は、そのための努力目標として[マナー][共に支え合う][基礎学力][地域と連携した福祉の人材育成に取り組む]を掲げた。現場の教師たちは、最先端の教育方法を共有し、地域で役立つ職業人の育成を視野に入れ、教育上の工夫が様々に展開していた。

同大会で厚生労働省の石垣(2017)は、「2020年代初頭に向けた総合的な介護人材確保対策」において、①地域医療介護総合確保基金の活用や介護福祉士修学資金等貸付制度等により、2020年代初頭に必要となる「25万人」の介護人材の確保に取り組む、②取り組みのために必要な財源を確保し内容の充実を図り、③地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援すると述べた。文部科学省の矢幅(2017)は、高校学習指導要領改訂案が平成29年度中に示され、平成34年度から使用が開始されることや今回の改訂の主旨が、これからの社会において必要となる知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をより効果的に育成するためであると述べた。また、同改正の方向性として①何ができるようになるのか、そのために②何を学ぶのか、③どのように学ぶのが明確にされると述べ、教育の体系性・系統性が重視されることを報告している。厚生労働省も文部科学省も歩調を合わせ、高校福祉科で教育を受けた者に求める人材像は、「地域で役立つ職業人」なのである。

2. 現場の認識

筆者は、高校福祉科に勤務し教科「福祉」を担当する教員に、インタビューを実施した。インタビューに先立ち、調査者がインタビューに対して電話とE-mailで調査の打診をした後、文書にて依頼し了解を得た。インタビューに関する題目は「高校福祉科教育の現状と今後の展望に関するインタビュー(ご依頼)」とした。インタビューは、①2017年3月～10月に、担当教員の勤務校を訪問し、1時間半程度の時間を頂き、半構造化面接法によって行った。具体的方法として、インタビュー内容はICレコーダーに記録させて頂いた。インタビューを実施したA県には高校福祉科が三校あり、そのすべてにおいてインタビューを実施した。インタビューにより得られた発話を要約し、項目化を試みたところ、次のようなデータが得られた。

- (1) 実習の充実は、教育の質を向上させるために欠かせない。
- (2) 教科「福祉」を担当する教員が保持すべき資格として「介護福祉士」「医療系資格」がある。
- (3) 大学教育の中での「ゼミ」「現場見学」「スポーツ実践」が、高校で活用できている。
- (4) 教材開発力は、教員にとって重要な専門性である。
- (5) 高校での授業では、「知識の活用力」や「感性を磨くこと」が重要で、それらは「参加型授業」「アクティブ・ラーニング」「地域に向いて資源を知る」「パソコン・アプリを活用する」「卒業生と縦のパイプを作る」等と結びつき、活用されている。
- (6) 福祉科を選ぶ生徒は「志が高い」一方、「自己肯定感が低い」や「支援を必要とする」場合がある。
- (7) 卒業生は、地元の介護施設から期待される人材で、高校福祉科の未来を発展させる礎だ。
- (8) 教科カリキュラムは、社会福祉というより「介護福祉」である。介護福祉教育の高度化とは、チームケア、リーダーシップ、多様化するニーズへの対応、ケアワーカーのソーシャル・ケア・ワーカー化である。それを実現させる方法として、「地域貢献実習」や「高校・大学・リカレント教育の融合」が課題だ。

インタビューの高校福祉科教員は、現場の実態

(現実)に触れる実習により自らの成長を実感し、それを生徒にも伝えていた(上記(1)(2))。また、教育現場で必要な専門性を認識し、自らを高める努力がなされていた(上記(3)(4))。生徒を成長させる様々な工夫は、あらゆる手段を用いて、自らも学びつつ実践されていた(上記(5))。このような教員の姿勢は、地域における価値を創造する姿といえよう。そうした姿勢が保持・発展させられる環境を「学校」という組織が整え、教員のキャリアアップも支援することが求められている。福祉科で学ぶ生徒像やキャリアイメージも明確であった(上記(6)(7))。専門教育「福祉」に関する国の方向性と生徒の動向並びに地元・地域からの期待を踏まえて、当該教員らは、望ましい今後とそのための課題を認識されていた(上記(8))。本インタビューに応えた現職の福祉科教員の認識は、高校が立地する地域とのつながりや地域からの期待に応えられる卒業生の輩出を続けることで、専門教育「福祉」をより高めていこうとしていた。インタビューである高校福祉科教員は、教員としての力量を高める術を自己理解し、教え子をどのような方向に導くべきかを、明確に意識し日々の教育実践に取り組んでいることがよく理解できる。

Ⅲ. 改訂案のめざすところ

文部科学省中央教育審議会(2016)は、平成28年12月21日付けで「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」を示した(以下「答申」という。)。平成30年3月に示された高等学校学習指導要領の改訂案(以下「新要領案」という。)のうち、「第3章 主として専門学科において開設される各教科」の「第8節福祉」について、変更点をみていく。なお、以下では平成11年制定の学習指導要領を「旧要領」、同じく平成21年制定版を「現要領」と示す。答申の中で、次に列記した方向で、高校福祉科の科目構成を変更するとした。

- 医療的ケアを安全・適切に実施するために、必要な学習の追加
- 福祉従事者に求められるマネジメントに関する学習の追加
- 福祉従事者に必要な倫理に関する学習の充実

- 福祉実践における多職種協働に関する学習の充実
- 福祉用具や介護ロボット等を含む福祉機器に関する学習の充実

これらの項目は、新要領案の中にすべて活かされ、具体的な文言として位置づけられている。改訂の具体的内容を詳細に検討していくために筆者は、旧要領と現要領並びに新要領案の3つを横並びにした対照表を作成した。その結果、確認できたことは次の諸点である。

現要領から新要領案への変更点の第一は、教育目標である。旧要領と現要領は全く同じ表現がなされているが、新要領案では大きく変更されている(図1)。従来まで使用されていた「社会福祉」が削除され、「地域福祉」と「福祉社会」が明記された。

また、高校福祉科での学びによって「福祉の見方・考え方を働かされる職業人」となることが目指されている。

前記した矢幅が述べているように「どのような教育」によって、その成果を得るのかという学び(教育)の方法についても、新要領案の教育目標の中で「実践的・体験的な学習活動」を通してと明確に示されている。新要領案のコンテキストにしたがって、教育目標とそれにより教育された生徒像を要素ごとに分解し、整理すると表2のようになる。新要領案により教育され、地域で働く高校福祉科の卒業生は、表2の下段に示した(1)~(9)のような人材であることが目指されている。

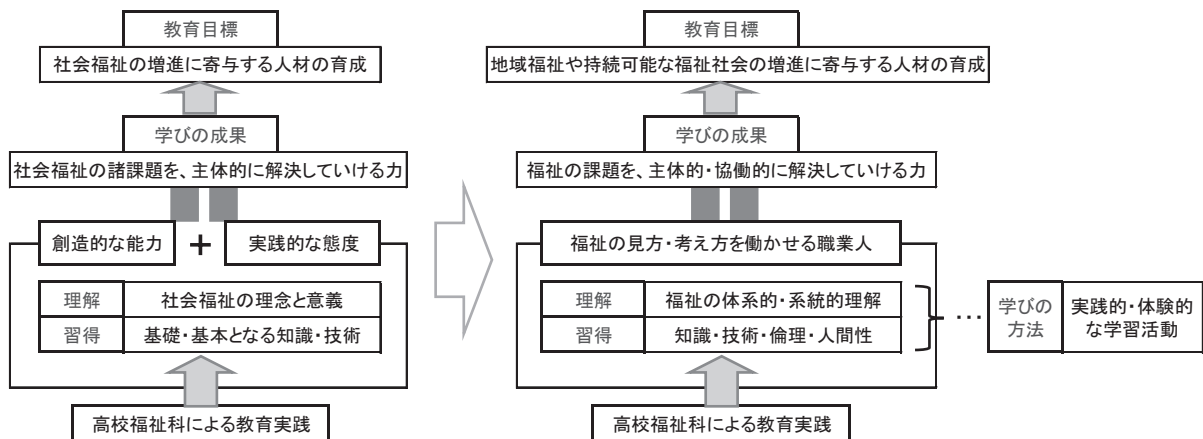


図1 高校福祉科の教育目標の構造上の改正

表2 教育目標と生徒像

教育目標		
(1) 福祉の見方・考え方を働かせる (2) 実践的・体験的な学習活動	(3) 福祉を通じ (4) 人間の尊厳に基づく (5) 地域福祉の推進 (6) 持続可能な福祉社会の発展	(7) (1)~(2)という教育方法 (8) (3)~(6)を担う職業人育成
教育目標に到達した生徒像		
(1) 体系的・系統的理解 (2) 関連する技術を身に付ける	(3) 福祉課題の発見 (4) 職業人の倫理観 (5) 合理的かつ創造的に解決する力	(6) 職業人としての豊かな人間性 (7) 自ら学ぶ (8) 主体的な態度 (9) 協働的な態度

現要領と新要領案を比較すると、教育目標や育成すべき人材像に変更があったにもかかわらず、福祉科教育の中で示される教育科目に変更がなかった。しかし、表3に示した「※1」と「※2」を精査すれば、特徴的な変更点の第二がみえてくる。それは、

表3の「※1」で示した「科目を象徴するキー概念」が現要領にはなく、新要領案ではすべての科目において確認できる。これをみると文部科学省は、教育科目の増減はせず維持し、教育指導する内容を教育目標に向けて体系化・系統化しようとしていると理

表3 新要領案の科目の構造

1 目標	(1)福祉の見方・考え方を働かせ (2)実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して (3)必要な基礎的な資質・能力を育成する (4)「科目を象徴するキー概念」※1 (5)教育目標に立ち返る
2 内容	[指導項目] ※2
3 内容の取扱い	(1)内容の構成及びその取扱いに当たっての配慮事項 (2)内容の範囲や程度についての配慮事項
4 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	(1)指導計画の作成に当たっての配慮事項 (2)内容の取扱いに当たっての配慮事項

解できる。しかし、留意すべきこととして、※1でみたキー概念は、教科目名と同じものもあれば、異なるものもある。それをまとめて比較してみると、表4のようになる。科目名とキー概念が微妙に不一致なのではないか。表4の「科目を象徴するキー概念」をみると、現要領に比べて新要領案では、「介護」という概念が減っている。それは、第一に教科目「コミュニケーション技術」において、「介護技術」としてではなく、「対人援助の体系的・系統的技術」としてのコミュニケーション技術という意味で「対人援助」というキー概念が示されている。そしてこの科目においては、高校福祉科の卒業生が介護福祉士を取得し職業人として働く場合は、「介護」ではな

く「福祉実践」の場と示されている。第二に教科目「介護総合演習」では、介護総合演習にいう「総合化」の視点とは、地域福祉や福祉社会についての視点として記述され、キー概念も「地域福祉や福祉社会」と示されている。

特徴的な変更点の第三は、表3中の「※2」を付した「指導項目」の位置づけである。これは、現要領にはない。教育目標に教育方法が位置づけられたことに伴う付記である。続く「内容の取り扱い」や「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の内容は、現要領にも記述があるが、新要領案と比較すると多くの変更点がある。変更点については、巻末：付録として整理した。

表4 科目名と科目を象徴するキー概念の対応

科目名	科目を象徴するキー概念
社会福祉基礎	社会福祉
介護福祉基礎	介護
コミュニケーション技術	対人援助
生活支援技術	自立生活の支援
介護過程	介護過程
介護総合演習	地域福祉や福祉社会
介護実習	介護及び支援の実践
こころとからだの理解	自立生活の支援
福祉情報	情報及び福祉分野における情報の活用

現要領から新要領案への変更の特徴は、①教育目標に教育指導方法を示し、②目指すべき卒業生像を明らかにしたこと。そして③高校福祉科の教育により介護福祉士を取得した卒業生は、介護業務に加え、

地域での福祉実践を担う職業人であり、④地域福祉の担い手とされた。さらに⑤わが国のこれからの福祉政策、あるいは地域づくり政策を理解した知識人であることが期待されている。

IV. 結 論

本稿では、福祉（介護）人材を取り巻く施策並びに実践・研究に関する動向をレビューし、それに基づき現職の高校福祉科教員にインタビューし、さらに高校福祉科に関する旧要領・現要領・新要領案を比較検討した。その結果を踏まえて、本稿の結論を提示していくこととする。

わが国を取り巻く変化する社会は今、少子高齢化と地方都市消滅の危機の中にある。この危機の1つには人材不足の深刻さということがある。様々な分野で専門高校を卒業する若者への期待が高まっている(厚生労働省; 2017a)。その期待は、職業系高校に区分される福祉科においても同様である。そして同科の現任教員もそれを認識し、意識的に教育実践に生かしている。しかし、地方都市、とりわけ過疎化が進行する地域においては定員割れという事態が生じ、生徒の確保が難しくなっている。これに対する国(総務省の過疎対策、厚生労働省の我が事丸ごと施策、文部科学省の教育改革等)や地方行政のサポートは多次元的に行われている。一方、優秀な生徒は様々な経験を積み、学力重視の教育の成果は、地方に留まる若者ではなく、地方から都市へ流出していく、都市部に位置する有名大学への進学をめざす学生の輩出に拍車をかけてきた。そうした中、介護福祉士養成大学連絡協議会(2014)は、四年制大学における介護福祉士養成教育の独自性を明らかにすべく全国調査を実施している。しかし、この調査での結論としての独自性は新要領案において「指導項目」に含まれることとなった。現任教員の実践や地域福祉の実践研究に軸をおく福祉教育を進める者は、そうした流れの中で、如何に人権を擁護し、社会福祉を創造していくのかを検討し、あるべき社会とそこに生きる人々の生活に常に密接であり、暮らし方の理想を掲げるといった特性を有する福祉教育の価値を創造し、それを地域に活用していくことを目指し続ける必要がある。地域とのつながりの中で、高校福祉科の福祉教育、地域における福祉の実践を展開する介護福祉士という職業人を養成する教育は、子どもから成人まであらゆる人々の主体形成の度合いとして顕現化させることができ、地域を福祉の視点でアセスメントし、地域の実情に応じた地域福祉のためのPDCAサイクルを構築し、地域に

即した良いアイデアを提示しようとしている。それに加えて、高校福祉科の教育を受けた職業人は、地域福祉実践の高度化とIPW(= inter-professional work: 多職種連携)を創造し、チームで支援を展開する力が新要領案という法的縛りの中で求められている。

今後の超高齢社会における福祉人材を確保していくために筆者は、高校福祉科教育が、新要領案が期待する人材を養成し、過疎地域など地域の期待に応えていくためには、高校福祉科の教員と高等教育機関が連携し、高等教育の側も中等教育から学び、高大が連携し福祉科教育を高度化し、高度な福祉科教育を体系的・系統的に構造化していく必要があると考える。

高校福祉科教育を受けて介護福祉士として福祉現場で働く職業人には、様々な軌轢に対処できる力や高度な支援を展開できる力が要求される。高校福祉科の卒業生が期待に応え、様々な試練を乗り越えていくためには、卒後教育や再教育、リカレント教育も視野に入れ、地域福祉の現場で生涯にわたり働く職業人の発展過程を支援する、構造化された学びの機会が用意される必要があると考える。そして今般の新要領案を射程に置くとき、地域福祉とその教育における連絡・調整役に、高校福祉科卒業生が成長していくためのシステムを構築していく必要があると考える。

引用文献

- 蛭名淳子・太田かおり(2017)「福祉に興味を持たせる取り組みと福祉教育について～福祉の心を育てる～」全国福祉高等学校長会『平成29年度全国福祉高等学校長会あおもり大会資料集』99-101
- 池田幸也(2008)「特集1-2 福祉と教育のいま 福祉をめざす教育へ～学習指導要領改訂をふまえて～」『ふくしと教育』10-13
- 井本有二(2017)「ソリューションフォーカスの視点に立つスーパー・プロフェッショナル/ケアワーカーの育成」全国福祉高等学校長会『平成29年度全国福祉高等学校長会あおもり大会資料集』103-112
- 石垣健彦(2017)「介護人材確保と介護福祉士への期

- 待」全国福祉高等学校長会『平成29年度全国福祉高等学校長会あおり大会資料集別冊資料』1-40
- 柏倉早智子(2017)「介護福祉士国家試験合格100%を目指して～農業と福祉を学べる高校の20年の歴史～」全国福祉高等学校長会『平成29年度全国福祉高等学校長会あおり大会資料集』140-144
- 介護福祉士養成大学連絡協議会(2014)「四年制大学における介護福祉士養成教育について」
- 厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(2017a)「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」
- 厚生労働省地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会(2017b)「地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」
- 文部科学省(2016a)「『次世代の学校・地域』創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～」
- 文部科学省中央教育審議会(2016b)「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」
- 村上尚三郎・阪野貢・原田正樹編(1998)『福祉教育論－「共に生きる力」を育む教育実践の創造－』北大路書房、2-13
- 内閣府経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会(2014)「未来への選択－人口急減・超高齢社会を超えて、日本初成長・発展モデルを構築－」
- 中村秀一(2017)「社会保障の動向とこれからの福祉」全国福祉高等学校長会『平成29年度全国福祉高等学校長会あおり大会資料集』51-81
- 奥山留美子(2015)「高等学校にみる福祉教育・ボランティア学習のこれまでとこれから」『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報』18、8-9
- 阪野貢編著(2006)『福祉教育のすすめ』ミネルヴァ書房、10
- 崎浜秀治(2017)「福祉系列における進路指導の取り組み～地域と連携した人材育成～」全国福祉高等学校長会『平成29年度全国福祉高等学校長会あおり大会資料集』145-153
- 柴田学(2016)「社会福祉学教育における高校福祉科教員養成の課題」『金城学院大学論集』12(2)、51-63
- 総務省「過疎対策」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm) 閲覧日：2017.3.10.
- 硯川眞旬・佐藤豊道・柿本誠編著(2002)『福祉教科教育法』ミネルヴァ書房、7
- 田村真広(2008)「高校福祉科教育に関する研究の課題と展望(第I部＜特集＞高校福祉科の高度化と多様化)」『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報』13、10-24
- 田村真広・保正友子(2008)『高校福祉科卒業生のライフコース－持続する福祉マインドとキャリア発達－』ミネルヴァ書房、173-178
- 辻本智加子(2017)「超高齢社会を迎えて新たな価値を創造できるバリュークリエイターの育成～2025(H37)年を支える地域福祉におけるリーダー的存在へ～」全国福祉高等学校長会『平成29年度全国福祉高等学校長会あおり大会資料集』113-123
- 上野谷加代子(2008)「『ふくしと教育』創刊によせて」『ふくしと教育』2-3
- 矢幅清司(2017)「高校福祉教育の目指すもの～介護福祉士資格取得方法一元化元年～」全国福祉高等学校長会『平成29年度全国福祉高等学校長会あおり大会資料集別冊資料』42-130

付録 新要領案で加えられた各科目の指導項目と内容

第1 社会福祉基礎

人間関係の形成においては、リーダーシップや組織の在り方などチームマネジメントについても扱うこと。児童家庭福祉と社会福祉サービスにおいては、子育て支援についても扱うこと、が位置づけられた。

第2 介護福祉基礎

指導項目における「介護福祉の担い手」に、介護従事者と共に介護福祉士、が明記された。指導項目に「福祉用具と介護ロボット」が位置づけられた。

第3 コミュニケーション技術

コミュニケーション技術が「介護」ではなく「福祉実践」のためと位置づけられた。福祉実践におけるコミュニケーションについては、生徒や地域の実態、学科の特色に応じて、いずれかを選択して扱うことができることとされた。

第4 生活支援技術

〔指導項目〕の用語が、「介護」から「支援」に変更された。指導項目上、「緊急時・災害時の支援」「終末期の支援」が大項目化され、それに加えて「医療的ケア」が位置づけられた。

緊急時・災害時の支援については、緊急時・災害時における介護の意義や目的、具体的な支援方法について扱うこと。終末期支援について、終末期における介護の意義や目的、具体的な支援方法について扱うこと。医療的ケアの理解については、医療の倫理、医療的ケアに関連する法規、医療的ケアにおける介護職員の役割、健康状態の把握方法などについて扱うこと。また、安全に喀痰吸引や経管栄養の支援を提供する重要性、適切な観察と判断、感染予防などについて扱うこと、が位置づけられた。

第5 介護過程

介護過程に関する事象を、人間の尊厳、自立生活の支援、多職種協働、国際生活機能分類の視点から捉え、生活の継続性に配慮した支援の在り方と関連付けて指導すること。実践的・体験的な学習活動を通して、介護過程の展開を実践する専門職としての生徒の意識が高まるよう工夫して指導すること。介護過程とチームアプローチの意義については、具体的な事例を通して、チームアプローチの展開の演習などを行うこと、が位置づけられた。

第6 介護総合演習

介護演習、事例研究、調査・研究・実験については、生徒や地域の実態、学科の特色に応じて、いずれかを選択して扱うことができること。自己の課題を明確化するとともに、他者の課題も共有し、専門職としての生徒の意識が高まるよう工夫して指導すること。介護演習については、「介護実習」と関連付けて、介護実習の意義と目的、個人情報保護やリスクマネジメントなどについて扱うこと。事例研究については、「介護実習」や福祉活動の体験などから得た事例等の考察や介護計画の作成などを行うこと、が位置づけられた。

第7 介護実習

コミュニケーション実践については、サービス利用者や家族とのコミュニケーション能力を高める技法について扱うこと、が位置づけられた。

第8 こころとからだの理解

生活支援に必要なこころとからだのしくみの理解については、福祉用具や介護ロボットの活用を含めた介護福祉サービスにおける安全や心理面への配慮に関連付けて指導すること。また、基本的な生活行動と各器官の機能に関連付けて指導すること。発達と老化、認知症、障害の理解については、サービス利用者の生活や心身の状況に加え、家族を含めた周囲の環境にも関連付けて指導すること。高齢者と健康については、ヘルスプロモーションの考え方や生涯を通じた健康についても扱うこと。また、健康と環境や食品などとの関係についても扱うこと。認知症や障害の理解については、地域包括支援センターの役割や機能など地域の支援体制や関連職種との連携と協働、チームアプローチ及び家族への支援や指導についても扱うこと、が位置づけられた。

第9 福祉情報

情報社会と福祉サービスについては、具体的な事例を通して、情報社会における生活の変化と福祉サービスにおける情報機器の役割や利用状況について扱うこと、が位置づけられた。

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、福祉の見方・考え方を働かせ、生活に関する事象を捉え、専門的な知識や技術などを基に実際の福祉に対する理解を深めるとともに、新たな社会福祉の創造や発展に向けて実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。福祉に関する課題について、協働して分析、考察、討論を行い、よりよい社会の構築を目指して解決するなどの学習活動を通して、言語活動の充実を図ること。実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、福祉用具や介護ロボットなどの取扱いには十分な注意を払わせ、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意する、が位置づけられた。

The prospect of High school education to learn Welfare captured from Perspective of Local Welfare

Jun MIYAJIMA

Summary

One of the key to advancing community welfare is the development of human resources to support them. This paper focused on welfare education, which is professional vocational education at high schools, and considered future education for local welfare.

Methods for consideration are (1) reviews on measures, practices and research on caregivers, (2) interviews with teachers of high school welfare department, and (3) review of course of study for learning about high school welfare department.

The conclusion of this paper is that, first of all, in order to train a local caregiver, it is necessary to systematically and systematically construct welfare education highly structurally. The second conclusion is that we must build a system to grow as a professional.

Keywords : Local Welfare, High School Welfare Department, Course of Study